

## 平成18年度の農林水産技術会議の運営方針について（案）

### 1 基本的な考え方

平成18年度の農林水産技術会議（以下「技術会議」という。）は、

- ① 食料・農業・農村基本計画（平成17年3月閣議決定）
- ② 平成17年3月に決定した農林水産研究基本計画（以下「研究基本計画」という。）
- ③ 21世紀新農政の推進について（平成18年4月食料・農業・農村政策推進本部決定（予定））

の実現に向けて、以下により運営する。

なお、運営に当たっては、第3期科学技術基本計画（平成18年3月閣議決定（予定））や分野別推進戦略（平成18年3月総合科学技術会議決定）との調和を図るものとする。

#### （1）研究基本計画に基づく施策の着実な推進

##### i）工程管理を通じた研究施策の推進

技術会議事務局が策定する平成17年度の研究施策の検証結果及び18年度の工程表の報告を受け、これを踏まえた平成18年度の取組内容を審議する。

##### ii）予算の検討と政策評価の実施

研究基本計画における農林水産研究の重点目標の進捗状況を踏まえ、平成19年度における農林水産研究開発の重点事項を決定する。検討に当たっては、攻めの農政の推進等を考慮する。さらに、具体的な研究開発の手法等を検討した上で平成19年度予算要求の方針を決定する。

なお、総合科学技術会議が行う平成19年度の資源配分方針、施策の優先順位付け等を踏まえ検討するため、農林水産研究施策の推進に当たっての意見交換を総合科学技術会議有識者議員と行う。

さらに、新たな評価指針（平成18年3月技術会議決定（予定））に基づき、研究基本計画の検証、委託プロジェクト研究の評価等を的確に実施する。

#### （2）施策推進に向けた情報の収集と発信

（1）の施策推進に向けて、実態を把握するための情報の収集と最新の農林水産研究に関する情報の発信を行う。

##### i）研究施策の進捗状況の把握

- ① 最先端の研究分野の動向や産官学の連携状況について、第一線の研究者、民

- 間、大学、都道府県等研究機関の管理者
- ② 先駆的な取り組みを行う地域の農業者、農協や民間企業、地域農業研究の牽引者となる地方の研究者との意見交換を行う。

## ii) 農林水産研究情報の発信機能の強化

平成17年5月に定めた広報活動の基本方針を踏まえ、最先端の研究成果をわかりやすくまとめた研究開発レポートや農林水産研究に関する消費者及び青少年向けの情報誌の発刊計画や、農林水産研究の国民生活への貢献に関する情報を発信するための全国紙を始めとするマスメディア対応の強化、遺伝子組換え作物等に関する双方向コミュニケーションの確保等を盛り込んだ平成18年度の広報活動の年間実施計画を決定する。

## 2 平成18年度の審議計画

1の事項を審議するために、月1回の定例会議（8月、12月を除き、原則第3火曜日）及び必要に応じて臨時会議を開催する。

### (1) 主な審議事項

#### i) 平成19年度予算

平成19年度における研究開発の重点事項及びこれを踏まえた予算要求の方針を審議し決定する。

(予 定)	4月	平成19年度の農林水産研究開発の重点事項
	5月	平成19年度の予算要求の方針
	7月	平成19年度予算概算要求の概要
	9月	平成19年度予算の概算要求
	1月	平成19年度予算の概算決定

#### ii) 工程管理、政策評価等の報告

新たな評価指針に基づき専門評価委員会等が行った委託プロジェクト研究の評価結果や技術会議事務局が行った研究基本計画の検証結果等の報告を受ける。

(予 定)	4月	平成17年度の農林水産研究施策の検証結果と平成18年度の工程表の策定
	7月	政策評価（委託プロジェクト研究等の事前評価）
	9月	平成17年度事業年度及び中期目標期間の独立行政法人評価結果
	11月	平成17年度における研究の進捗状況の点検
	3月	平成18年度の農林水産研究施策の検証結果と平成19年度の工程表の策定 政策評価（委託プロジェクト研究等の中間・事後評価等）

(2) 研究施策を巡る動向の把握と研究情報の発信

i) 総合科学技術会議有識者議員との懇談会（7月）

第3期科学技術基本計画初年度にあたる平成18年度における円滑な施策推進を図るために、農林水産研究開発の推進に当たっての意見交換を総合科学技術会議有識者議員と行う。

ii) 研究施策の進捗状況の把握

研究施策の進捗状況を把握するために、大学、民間等の現場において取り組んでいる第一線の研究者又は研究管理者等との意見交換を行う。

（予 定）	5月	第一線の研究者との意見交換（第一回）
	6月	地方技術会議 （地域における農林水産研究成果の普及促進について）
	10月	地方技術会議 （地域における農林水産研究機関の取組状況について）
	11月	産官学の研究機関代表者との意見交換（第一回）
	1月	第一線の研究者との意見交換（第二回）
	2月	産官学の研究機関代表者との意見交換（第二回）

iii) 広報活動の年間実施計画等の策定（4月）

平成17年5月に定めた広報活動の基本方針を踏まえ平成18年度の広報活動の年間実施計画を策定する。

(3) その他報告事項

組換えDNA技術の安全性等に関する審議結果（カルタヘナ法に基づく審議結果）や競争的研究資金の新規採択課題の評価結果等については、主要業務の中で報告を受けることとし、より一層円滑かつ効率的な審議を図ることとする。

平成18年度の技術会議開催費及び主な審議予定事項について（案）

	開催予定日	主な審議予定事項
第1回	平成18年 4月18日（火）	○平成19年度の農林水産研究開発の重点事項について ○平成18年度の広報活動の年間実施計画について ・平成17年度の農林水産研究施策の検証結果と平成18年度の工程表の策定について ・農業関係試験研究独立行政法人の中期目標・中期計画について
第2回	5月16日（火）	○平成19年度の予算要求の方針について ・第一線の研究者との懇談（第一回）
第3回	6月20日（火） （地方技術会議）	・総合科学技術会議の動き（平成19年度資源配分の方針） ・地域における農林水産研究成果の普及促進について
第4回	7月18日（火） （総合科学技術会議 有識者議員との意見 交換を合わせて実施）	○平成19年度予算概算要求の概要について ・政策評価（委託プロジェクト研究等の事前評価）について
第5回	9月19日（火）	・平成19年度予算概算要求について ・平成17年度事業年度及び中期目標期間の独立行政法人評価結果について
第6回	10月17日（火） （地方技術会議）	・総合科学技術会議の動き（平成18年度科学技術関係予算の優先順位付け） ・地域における農林水産研究機関の取組状況について
第7回	11月21日（火）	・産学官の研究機関代表者等との意見交換（第一回） ・平成17年度における研究の進捗状況の点検について
第8回	平成19年 1月16日（火）	・平成19年度予算の概算決定について ・第一線の研究者との懇談（第二回）
第9回	2月20日（火）	・産学官の研究機関代表者等との意見交換（第二回）
第10回	3月27日（火）	○平成19年度の農林水産技術会議の運営方針について ・平成18年度の農林水産研究施策の検証結果と平成19年度の工程表の策定について ・政策評価（委託プロジェクト研究等の中間・事後評価等）について

注) ○：決定事項又は了承事項、・：報告事項、意見交換等

## 研究施策の進捗状況の把握に向けた実施計画（案）

### ○地方技術会議

- 6月 地域における農林水産研究成果の普及促進について  
開催地：北海道十勝  
主要テーマ：畑輪作
- 10月 地域における農林水産研究機関の取組状況について  
開催地：長野県  
主要テーマ：都道府県における取組み状況

### ○第一線の研究者との意見交換

- 5月 テーマ：ナノテク（担当課：開発課）
- 1月 テーマ：生物多様性（担当課：安全課）

### ○産官学の研究機関代表者との意見交換

- 11月 TLO活動の優れた研究機関（担当課：先端課）
- 2月 国際研究機関（担当課：国研課）

## ◎ 農林水産技術会議運営要領

〔平成13年3月28日〕  
〔農林水産技術会議決定〕

最終改正：平成17年5月25日

- 1 農林水産技術会議（以下「技術会議」という。）の運営は、農林水産技術会議令に規定するもののほか、この要領の定めるところに従って行うものとする。
- 2 会長は、技術会議の所掌する事項のうち、次に掲げる事項については、技術会議の会議（以下「会議」という。）に、事前に付議しなければならないものとする。ただし、特に緊急の必要があり、かつ、会議に付議するいとまのない場合には、事後に付議することができるものとする。
  - (1) 農林水産研究基本計画その他の試験及び研究に関する基本的な計画の設定
  - (2) 技術会議の所掌する独立行政法人の中期目標の設定
  - (3) 中期目標の期間の終了時における独立行政法人の業務全般の検討の方針
  - (4) 独立行政法人個別法等技術会議が所掌する法律に係る法案の制定・改廃の方針
  - (5) 要求予算編成の方針
  - (6) 予算配分の方針
  - (7) 技術会議の所掌に係る政策評価の実施
  - (8) 技術会議の所掌に係る組換えDNA技術の利用に関する重要事項
  - (9) 専門委員に調査させる事項中特に重要な事項の決定
  - (10) 会長が会議に付議することを認めたもの
  - (11) 特に技術会議が会議に付議することを認めたもの
- 3 会長は、技術会議の所掌する事項のうち、2に掲げる事項以外の事項については専決できるものとする。この場合において、会長は、次に掲げる事項については、会議に報告しなければならない。
  - (1) 技術会議の所掌する独立行政法人の中期計画の認可
  - (2) 農林水産技術会議事務局（以下「事務局」という。）の課以上の機構改正
  - (3) 専門委員の任免に係る人事
  - (4) 専門委員に調査させる事項の決定（1の（8）以外のもの）
  - (5) 総合科学技術会議等関係機関、省内関係部局、独立行政法人、大学、都道府県、民間等との連絡調整に関する重要事項
  - (6) 会長が会議に報告することを必要と認めたもの

- 4 農林水産技術会議事務局長（以下「事務局長」という。）は、毎月の事務局業務の概要を取りまとめ、会議に報告しなければならないものとする。
- 5 会議は、8月及び12月を除き月1回定期（原則として第3火曜日）に、並びに必要に応じ随時に開催するものとする。
- 6 会長は、専決事項のうち3の（1）から（6）まで以外の事項については、事務局長限りで処理させることができるものとする。
- 7 事務局に局議を置き、事務局所掌事項中の重要事項を付議する。
- 8 この要領に定めるもののほか、技術会議の運営に関し必要な事項は、会長が定める。